

66	保健医療局	新型インフルエンザ等の新興・再興感染症等の発生予防及びまん延を防止する対策の強化
事業概要	○ 新型インフルエンザ、デング熱やエボラ出血熱をはじめとする新興・再興感染症等の発生に備え、医療物資の備蓄、医療体制の整備、都民に対する情報提供等の対策の充実・強化を図る。 ○ 総合的なエイズ対策の実施 ・ HIV感染は比較的若い世代に多く報告されており、若い世代を中心に幅広い層に向けて予防に関する情報発信等、効果的な普及啓発を実施する。 ・ 利用者の利便性に配慮したHIV検査・相談体制の充実を図る。 ○ 結核地域医療ネットワークの推進 結核医療をネットワーク化し、DOTS（直接服薬確認療法）を用いた手法により、地域において結核患者を治療完了まで支援する体制を構築する。	
これまでの経過	○ 新型インフルエンザ対策 平成17年12月 「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」を策定 平成19年 3月 「新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定 平成20年 3月 「東京都感染症予防計画」を策定 平成20年 地域医療体制の確保に向けた都内10か所のブロック協議会と都内全域における医療提供体制の確保に向けた感染症医療体制協議会を設置 平成20年度から 車内広告やリーフレットの配布等により、都民に対する情報提供を開始 平成21年7月から 感染症入院医療機関の登録開始 平成21年度から 診療協力医療機関及び感染症入院医療機関に対する施設改修や備品整備等の補助事業を開始（平成24年度終了） 平成23年 3月 ・ 個人防護具（感染防護衣、マスク等）備蓄完了 ・ 抗インフルエンザウイルス薬のタミフルカプセル、リレンザを都民の60%相当分の備蓄完了 平成23年 4月 新型インフルエンザ保健医療体制ガイドラインを策定（新型インフルエンザ医療提供体制ガイドラインの改定） 平成25年11月 「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」策定 平成26年 6月 公益財団法人東京防災救急協会、東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会との間で、「新型インフルエンザ患者移送体制構築に関する協定」を締結 平成29年 1月 抗インフルエンザウイルス薬のタミフルドライシロップ、ラピアクタの備蓄を開始 平成30年 7月 「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」の変更（国の備蓄方針変更を踏まえ備蓄の考え方を整合） 平成30年 8月 「新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン」を改定 令和5年 3月 「新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン」を改定	

これまでの経過	○ 蚊媒介感染症対策 平成 16 年 感染症媒介蚊サーベイランス（広域サーベイランス）を開始 平成 26 年 9 月 デング熱の国内感染患者の発生を受け「東京都蚊媒介感染症対策会議」を設け、専門家による対策の検討を実施 平成 27 年 4 月 都市部の公園等 9 か所での感染症媒介蚊サーベイランス（重点サーベイランス）を開始 平成 27 年 6 月 「東京都蚊媒介感染症対策行動計画」を策定 平成 28 年 5 月 「東京都蚊媒介感染症対策行動計画」の対象疾患にジカウイルス感染症を追加 平成 30 年 6 月 都民向けの「蚊の発生防止対策リーフレット」外国語版を作成 令和 3 年 7～8 月 東京 2020 大会会場周辺 7 か所で感染症媒介蚊サーベイランスを実施
	○ 一類感染症等対策 平成 26 年 12 月 関係局等で構成される「東京都エボラ出血熱対策連絡会議」を設置 平成 27 年 1 月 「東京都エボラ出血熱対応マニュアル」を作成 平成 27 年 10 月 感染症指定医療機関、保健所、検疫所等の関係機関で構成される「東京都一類感染症対応連絡協議会」を設置 平成 28 年 12 月 「東京都一類感染症対応連絡協議会」の構成員に第二種感染症指定医療機関を追加し、「東京都一類感染症等対応連絡協議会」を設置
	○ 総合的なエイズ対策の実施 - 平成 19 年 6 月から豊島区の池袋保健所にある「エイズ知ろう館」にて、若い世代を対象としたエイズ啓発拠点事業「ふぉー・てぃー」を実施 - 平成 27 年度からは、都内各地での啓発活動に段階的に移行し、青少年施設・学校等でも啓発を実施 平成 5 年 9 月 「南新宿検査・相談室」を開設 平日夜間および土日に通常検査を実施 平成 17 年 4 月 多摩地域検査・相談室を開設 当日に結果がわかる即日検査を土曜日に実施 令和 3 年 3 月 「南新宿検査・相談室」を新宿東口に移転し、「新宿東口検査・相談室」に名称変更 令和 5 年 8 月 多摩地域検査・相談室の検査日を土日に拡充
	○ 結核地域医療ネットワークの推進 平成 17 年 12 月 東京都結核予防計画 策定 平成 19 年 3 月 東京都結核予防推進プラン 策定 平成 20 年 4 月 東京都結核医療ネットワーク推進事業開始 結核患者の治療状況等の情報を関係機関が記入し、共有することにより、退院後も確実に服薬が続けられるよう支援するための「地域連携パスノート（服薬ノート）」を作成

これまでの経過	平成 23 年 3 月 「地域連携パスノート（服薬ノート）」外国語版を作成 平成 24 年 7 月 東京都結核予防推進プラン 改定 平成 26 年 3 月 潜在性結核感染症患者を対象とした「地域連携パスノート（服薬ノート）」を作成 保育施設・幼稚園及び学習塾等を対象とした結核対策の手引を作成 平成 27 年 3 月 「医療機関における結核対策の手引」及び「高齢者施設における結核対策の手引」を作成 平成 30 年 8 月 東京都結核予防推進プラン 改定 平成 31 年 2 月 潜在性結核感染症患者を対象とした「地域連携パスノート（服薬ノート）」外国語版を作成 ○ その他（感染症全般に係る体制強化） 平成 30 年 3 月 感染症発生時に保健所が実施する疫学調査において、感染症の種類に応じた対応方法等の迅速な確認や、外国人患者対応のための多言語での意思疎通を可能とする機能を備えた「疫学調査等支援ツール」を導入（令和 5 年 3 月 31 日をもって終了） 平成 31 年 3 月 宿泊施設向けに、感染症の疑いのある宿泊客への対応方法や感染症が発生した時の対策、感染症発生に備えた日頃からの取組について簡潔にまとめたリーフレットを作成し、配布 令和元年 8 月 国内未発生の感染症発生時等に迅速・的確な対応を行うため、専門的知見を備えた感染症対策アドバイザーを設置し、感染症危機管理体制を強化
現在の進捗状況	○ 新型インフルエンザ対策 ・ 新型インフルエンザへの全り患者の治療及び接触者への予防投与等に必要な量を目標として抗インフルエンザウイルス薬を備蓄 ・ 医療従事者等の個人防護具等、必要な医療資器材を備蓄 ・ 感染症診療協力医療機関を 128 か所指定 ・ 感染症入院医療機関を 193 か所登録 ○ 蚊媒介感染症対策 ・ 蚊の発生を抑制するため、6 月を「蚊の発生防止強化月間」と定め、ラッピングバスの運行や YouTube 広告での啓発動画の放映など、集中的な広報を実施 ・ 都民や施設管理者向けの蚊対策公開講座を実施 ・ 感染症媒介蚊サーベイランスを実施し、ウイルス等を保有する蚊の発生を監視 ・ 患者発生時に感染リスクの高い地点の情報提供を行う仕組みを整備 ・ 早期診断体制を整備するため、疑い患者の検査体制の整備、医療機関連絡会の開催等を実施 ・ 都民向けの「蚊の発生防止対策リーフレット」に外国語版を追加（平成 30 年 6 月）し情報提供

現在の進行状況	○ 一類感染症等対策 ・ 医療従事者等の感染防止を徹底するための資器材を整備 ・ 患者発生時に備え、感染症指定医療機関への患者移送及び指定医療機関における受入れが円滑にできるよう訓練を実施 ・ 感染症指定医療機関の連絡会議等により関係者の緊密な連携体制を確保 ○ 総合的なエイズ対策の実施 ・ 都内各地の青少年施設や学校での啓発、ボランティア団体等が行う啓発活動を支援するとともに、エイズ啓発番組「Words of Love～Let's talk about HIV/AIDS～」のYouTube 配信等、若者の視点をいかした普及啓発活動を展開 ・ 受検者の利便性等に配慮し、新宿東口検査・相談室で平日夜間・休日の検査・相談を実施し、多摩地域検査・相談室で土日の即日検査を実施 ・ 梅毒感染者の増加に対し、性感染症ナビ等で梅毒の知識や早期発見・治療の重要性を普及啓発 ○ 結核地域医療ネットワークの推進 ・ 結核患者の自宅などを訪問し、処方薬剤を確実に服用するよう訪問指導を行うDOTS支援員を育成し、派遣 ・ 医療機関や薬局等が保健所と連携の上、服薬確認を軸とした患者支援（医療機関DOTS）を実施 ○ その他（感染症全般に係る体制強化） ・ 感染症に関する正しい知識を持ち、渡航前、現地滞在中、帰国後に適切に対応できるよう、海外旅行者・帰国者向けの感染症予防ガイドブックを東京都保健医療局HPに掲載 ・ 東京を訪れる外国人の方が、滞在中に感染症が疑われる症状を呈した際に、円滑に医療機関を受診できるようサポートする多言語対応のガイドブックを東京都保健医療局HPに掲載 ・ 職域における感染症対策を推進するため、東京商工会議所及び東京都医師会と連携し、感染症に関する従業員研修や患者発生時の業務継続計画の作成等に取り組む企業への支援を実施
今後の見通し	○ 新型インフルエンザ等の発生に備え、引き続き「感染症医療体制協議会」及び「感染症地域医療体制ブロック協議会」を通じ、地域の保健医療体制の構築に向けた協議を行っていく。 ○ 抗インフルエンザウイルス薬について、国の動向を注視しつつ、計画的に備蓄を行う。 ○ 海外との人や物の往来が今後さらに増加することを見込み、都民や外国人入国者等に対し、適切な予防策や医療機関への受診方法等、正しい知識や対応方法等を周知するために、効果的な情報発信を行っていく。 ○ エボラ出血熱等の一類感染症等対策や、患者移送体制の整備等を引き続き行っていく。

今後の見通し

○ 総合的なエイズ対策の実施 ・ エイズ予防月間等を中心とした重点的な広報のほか、若い世代を対象に、H I Vやエイズについて主体的に考え、同じ世代の交流や相互学習を通じて理解を深める手法による啓発活動、個別施策層の状況を踏まえた情報提供など、引き続き効果的な普及啓発を進める。 ・ H I V検査・相談については、近年の医療の進歩を踏まえた検査による早期発見と治療開始の重要性についての理解を広げ、検査を促すための効果的な広報等を行う。 ・ 近年における梅毒患者報告数の急増を踏まえ、性感染症対策と一体的に普及啓発や検査の推奨等を行っていく。 ○ 結核地域医療ネットワークの推進 ・ 平成 30 年 8 月改定の「東京都結核予防推進プラン」に基づき、引き続き地域の実情に応じた結核対策を推進していく。 ・ 地域連携パスを兼ねた「服薬ノート」を都内全域で活用し、保健所、医療機関、薬局等関係機関が一体となり、結核患者の治療完了を支援する取組を実施していく。 ○ 自治体単独での取組が困難な対策等について、積極的に国へ提案要求を行っていく。			
問合せ先	保健医療局 感染症対策部 計画課、防疫課、医療体制整備第一課、医療体制整備第二課	電話	03-5320-4347、4088、4487、4483